

平成22年 No.38

東京学芸大学学術情報委員会規程の一部を改正する規程

制定理由

会議の定足数の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年 6 月 9 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学術情報委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年 6 月10日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規程第25号

東京学芸大学学術情報委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学術情報委員会規程（平成20年規程第 5 号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学学術情報委員会規程の一部改正について

改正理由：会議の定足数の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] 第4条 [省略] [省略] (会議) 第7条 委員会は、<u>委員の2分の1以上が出席し、かつ、第4条第2号の委員のうち各1名以上の出席がなければ</u>、会議を開くことができない。ただし、第4条第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 [省略] <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年6月10日から施行する。</u>	[省略] (組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 附属図書館長（以下「館長」という。） (2) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (3) 教育研究支援部長 (4) その他第6条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 [省略] (会議) 第7条 委員会は、<u>委員の3分の2以上の出席がなければ</u>、会議を開くことができない。ただし、第4条第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 [省略]